

# 府中市道路占用料徴収条例

昭和 29 年 9 月 22 日

条例第 36 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条の規定により市が徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法を定めることを目的とする。

## (占用料)

第 2 条 道路の占用(以下「占用」という。)につき法第 32 条の許可を受けた者(以下「占用者」という。)からは別表の区別に従い占用料を徴収する。

## (占用料の額の算定方法)

第 3 条 占用者から徴収する占用料の額の算定は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。ただし、占用の期間が 30 日に満たないものについては、1 月として計算するものとする。
- (2) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル若しくは 1 メートルとして計算するものとする。
- (3) 占用料の額が 100 円に満たない場合にあつては 100 円とする。

## (占用料の減免)

第 4 条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 法第 39 条第 2 項但し書に該当する事業又は地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業のために占用するとき。
- (2) 公衆の用に供する軌道、電気、電話、ガス、水道又は下水道の事業のため占用するとき。
- (3) 無料で常時一般通行の用に供し、これによつて交通の便益を増進することができる地下道の設置又は路端の占用による仮歩道の設置のために占用するとき。

- (4) 道路に出入りする通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占用するとき(車両等の歩道横断に必要な舗道防護施設を含む。)
- (5) 地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設のために占用するとき。
- (6) 現に家屋の敷地である沿道宅地の前から道路に出入りする通路の設置のために法敷を占用するとき。ただし、通路の幅(道路に沿う長さ)1メートル80センチメートル以上のものを除く。
- (7) 水道及びガス管の各戸引込管の設置のために占用するとき。
- (8) 恒例による松飾、祭典縁日又は市日のために臨時に占用するとき。
- (9) 公共的性質を有する街灯の設置のために占用するとき。
- (10) 前各号のほか市長が特に必要があると認めたとき。  
(昭 61 条例 14・一部改正)

(占用料の徴収方法)

- 第 5 条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号)第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日又は占有の協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から 1 月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。
- 2 占有者は、占有の開始の前に占用料を市に納付しなければならない。
  - 3 市長は、占用料が著しく多額である場合又はその他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず当該年度内に限り期日を定め 4 回以内に分納を許可することができる。  
(平 10 条例 30・一部改正)

(督促手数料及び延滞金)

第 6 条 前条により定める納期限内に占用料を納付しない者がある場合においては、納期限経過後 20 日までに督促状を発する。

- 2 前項の督促状 1 通について手数料 10 円を徴収する。
- 3 督促してもなお納付しない者に対しては、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料滞納額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。
- 4 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、前 2 項の規定による手数料及び延滞金を減免することができる。

(追認占用料)

第 7 条 許可を受けないで道路を占用した者に対し、その占用を追認した場合は追認のとき(追認前に占用を廃止したものについてはその廃止のとき)に至るまでの占用料を追徴する。

- 2 前項の場合によつて占用開始又は廃止の時期が明らかでないものについては市長が認定する。
- 3 前 2 項の規定による追徴占用料の額は、第 3 条の規定による占用料(以下「普通占用料」という。)の額の 3 倍以内とする。ただし、市長において特別の事由があると認める場合は、普通占用料の額まで軽減することができる。

(占用料の還付)

第 8 条 既納の占用料は還付しない。ただし、法第 71 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消した場合には、その翌月分以後の占用料を還付することがある。

(この条例施行について必要な事項)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和 30 年 1 月 1 日からこれを施行する。

(昭和 45 年 10 月 12 日条例第 22 号抄)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 6 条 府中市の条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき、当該府中市の条例の規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当

たりの割合とする。ただし、当該府中市の条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

付 則(昭和 45 年 10 月 12 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 12 月 28 日条例第 26 号)

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例の規定により徴収すべき占用料の額が、従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、市長は、別に定めるところにより、この条例施行の日から 3 年間に限り、当該占用料の額の一部を免除することができる。

付 則(昭和 51 年 4 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 54 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 55 年 6 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 58 年 6 月 30 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 7 月 1 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 62 年 10 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成元年 6 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 6 月 23 日条例第 25 号)

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 3 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 10 年 9 月 30 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例の規定は、平成 10 年 10 月 1 日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第2条)

(平10条例30・全改)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,630円
	第二種電柱		2,540
	第三種電柱		3,440
	第一種電話柱		930
	第二種電話柱		1,500
	第三種電話柱		2,080
	その他の柱類		140
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20
	地下電線その他地下に設ける線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	960
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,730	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		260
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		340
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340
	外径が0.4メートル以上1メートル		930

	未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,860	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,860	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路	Bに0.02を乗じて得た額		
	地下に設ける通路	Bに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		1,870	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	88	
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	8,800	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800	
	標識	1本につき1年	2,200	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	88
その他のもの		占用面積1平方メートル又は1	8,800	

			本につき 1 年	
	アーチ式工作 物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	88,000
		その他のもの		44,000
令第 7 条第 2 号に掲げる工 事用施設及び同条第 3 号に掲げる工 事用材料の置場			占有面積 1 平方 メートルにつき 1 年	8,800
令第 7 条第 4 号に掲げる仮 設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮 設収容施設			占有面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2,730
令第 7 条第 6 号に掲げ る施設並び に同条第 7 号に掲げる 施設及び自 動車駐 車場	建築物	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0.005 を乗 じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗 じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.008 を乗 じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.009 を乗 じて得た額
	その他のもの	A に 0.005 を乗 じて得た額		
令第 7 条第 8 号に掲げ る休憩所、 給油所及び 自動車修理 所	上空、トンネ ルの上又は高 架下に設ける もの	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0.005 を乗 じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗 じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.008 を乗 じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.009 を乗 じて得た額
	その他のもの	A に 0.018 を乗 じて得た額		

備考

- 1 占有料欄中の A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 2 占有料欄中の B は、近傍類似の土地の価額を表すものとする。
- 3 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは

電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。